

資料提供

令和6年1月12日
課名 建設産業課
担当者名 重政
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故	
措置対象者	商号・名称	有限会社ハートランド
	代表者氏名	清田 宏和
	住所・所在地	竹原市西野町946
	建設業許可番号	広島県知事第27362号
指名除外期間	令和6年1月12日 ～ (1か月間) 令和6年2月11日	
【事実の概要】 令和5年1月5日、西部農林水産事務所東広島農林事業所発注の「令和3年度治山施設機能強化事業 応急対策工事 NO.103-2 (竹原市仁賀町)」において、作業員が当日の土砂等撤去作業終了に伴い、現場にある高さ約3mのはしごから降りようとした際、安全管理措置が不適切であったため、はしごがずれて転落し顔面を打ち、涙小管断裂として全治約2ヵ月と診断された。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱 (昭和41年1月29日制定) 別表第8号 (3)		